平成２７年（フ）第１５２９号
名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番地の3037　ラカーサＭＩＡ　Ｂ－１号
破産者　大和　義典
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４０号
名古屋市中村区太閤通４丁目14番地　サンハイム太閤403号
破産者　増田　正幸
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８７号
宮城県石巻市渡波字大森11－11　サンファン・ヴィレッジＤ棟107号、破産手続開始決定時の住所京都府城陽市寺田大川原42番地の５
破産者　岡崎　　功
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７３号
神戸市兵庫区門口町１番５－801号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地56棟210号
破産者　石橋　　徹
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０号
兵庫県養父市八鹿町上網場155、住民票上の住所兵庫県養父市三宅664番地13
破産者　奥山園芸こと　奥山　和男
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
長崎県長崎市西海町1776番地144（開始決定時の住所）長崎県長崎市さくらの里１丁目24番５号
破産者　新道　清二
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
大分県国東市安岐町塩屋1004番地１　ルミエール203号
破産者　河村　文俊（旧姓田代）
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿児島市山田町364番地（サンステージＡ103号）、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市東谷山７丁目27番３号
破産者　松元きよ子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
北海道旭川市末広６条12丁目２番12号　ＡＰＥＸ　Ｇａｒｄｅｎ　Ｈｉｌｌ’ｓ　Ｒｏｓｓｏ　202号
破産者　大柳　彰久
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０２号
北海道帯広市東６条南21丁目１番地３
破産者　渡辺　政一
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
北海道北見市北進町４丁目４番５号　ニューコーポラス小池201号
破産者　石井　禎之
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
青森市大字宮田字玉水253番地２
破産者　今　　正明
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
青森県三戸郡五戸町字天満後31番地18　天満荘　Ｂ号、破産手続開始決定時の住所青森県三戸郡五戸町字古堂後10番地12
破産者　豊川希里子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第４５号
青森県三沢市桜町２丁目６番32号　桜町改良住宅２号棟49－２－304
破産者　市村千代道
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第４８号
青森県三沢市東町３丁目４番地５号　第２木崎野10号
破産者　今野　雅弘
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第４９号
青森県三沢市東町３丁目４番地５号　第２木崎野10号
破産者　今野とも子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１５０９号
横浜市港北区樽町１丁目18番４号　カーサ・ルナ106号
破産者　堀川　　稔
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部